

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正に伴い、短期の介護休暇の取得単位を改めるほか、病気休暇の対象職員を見直すとともに、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「(条件付採用職員を除く。)」を削る。

第15条の2第3項中「7時間45分」の次に「(再任用短時間勤務職員については、第9条第5項の規定により算出して得た時間とする。)」を加える。

第18条の6第2項に次のただし書を加える。

ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日または1時間を単位として承認することができる。

第18条の6に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定による承認については、半日を単位として承認し

た休暇を1日に換算する場合は、2回をもつて1日とし、1時間を単位として承認した休暇を日に換算する場合は、7時間45分（再任用短時間勤務職員については、第9条第5項の規定により算出して得た時間とする。）をもつて1日とする。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第9条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。